

愛知県広域水道懇談会設置要綱

(目的)

第1 愛知県における都道府県水道ビジョン及び広域的水道整備計画の基本方針を総合的に検討する必要がある場合に、愛知県広域水道懇談会を開催する。

(検討事項)

第2 懇談会は次の各号に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 水道広域圏の区分及び水道の広域化に関する事。
- (2) 水道水の需要と供給の見通しに関する事。
- (3) 水道整備の基本方針に関する事。
- (4) 水道整備推進方針及びその年次計画に関する事。
- (5) 広域的水道整備計画の基本方針に関する事。
- (6) 水道広域化推進プランに関する事。

(構成)

第3 懇談会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

2 構成員の任期は2年以内とする。

(運営)

第4 懇談会に座長を置く。座長は構成員の中から互選により選出する。

2 座長は会務を総括する。

3 懇談会は、愛知県保健医療局長が召集する。

4 懇談会の検討に関して必要な事項は座長が定める。

(研究会)

第5 懇談会の目的を研究するために、別途、研究会を設けることができる。

2 研究会の要綱は、別途定める。

(庶務)

第6 会議の庶務は、愛知県保健医療局生活衛生部生活衛生課において行う。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和55年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年1月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1

氏 名	職 名
飯田 貢	名古屋市上下水道局長（名古屋市水道事業管理者）
石附 満江	愛知県生活学校運動推進協議会会長
伊藤 禎彦	京都大学大学院工学研究科教授
伊藤 実	豊根村村長（愛知県簡易水道協会会長）
木和田 治伸	豊橋市水道事業及び下水道事業管理者上下水道局長（日本水道協会愛知県支部）
後藤 澄江	日本福祉大学福祉経営学部教授
齊藤 由里恵	中京大学経済学部准教授
中川 喜仁	愛知県公営企業管理者企業庁長
前田 雄治	豊田市事業管理者（愛知県営水道受水団体協議会連絡会長）
松尾 直規	中部大学名誉教授

（五十音順、敬称略）